

\*\*\*\*\*  
在シカゴ総領事館Eメールマガジン  
\*\*\*\*\*

《第 97 号》 . . . . . 12/18/2012

◎目次

1. 在外選挙人名簿登録申請について
2. 平成 25 年休館日のお知らせ
3. 領事出張サービスのお知らせ
4. 年末年始休館日のお知らせ

=====

1. 在外選挙人名簿登録申請について

=====

12月5日～8日まで当館において第46回衆議院議員総選挙在外公館投票が実施されました。今回の在外公館投票についてお知らせした際、どうすれば在外選挙人名簿登録ができるのかという質問を多数いただきましたので、改めて申請方法をご案内します。

来年夏には参議院通常選挙が予定されていますので、この機会に是非登録をして下さい。

(1) 海外から投票するためには、在外選挙人名簿への登録申請を行い、事前に在外選挙人証を取得しておく必要があります。

(2) 登録申請ができるのは、(ア) 年齢満 20 歳以上の方、(イ) 日本国籍をお持ちの方、(ウ) 住所地を管轄する在外公館の選挙管轄区域内に 3 か月以上お住まいの方、(エ) 日本国内での最終居住地を管轄する市区町村役場に転出届を提出している方、のすべてを満たしている方です。ただし、居住期間が 3 か月未満の方であっても申請書の提出は可能です。

(3) 申請に当たっては、原則として申請者ご本人に総領事館窓口にお越しいただく必要があります。遠隔地にお住まいの方は、領事出張サービスの際に申請を行うことも可能です。なお、在留届に同居家族を記載されている方につきましては、同居家族を通じた申請が可能となる場合もありますので、詳しくは総領事館までお問い合わせください。

(4) 申請時には、申請者ご本人の有効な日本国旅券、総領事館の選挙管轄区域内に居住していることを確認できる書類（住宅賃貸契約書、住所と発行年月日が明記されている運転免許証等）を持参してください。また、申請書に日本での最終住所地と本籍地を記入する必要がありますので、事前に確認をお願いします。申請書（PDF ファイル）は下記ウェブサイトからダウンロードも可能です。

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/pdf/zaigai6\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/senkyo/pdf/zaigai6_1.pdf)

(5) 申請から在外選挙人証がお手元に届くまでには 2 か月～3 か月程度かかりますので、早め

の申請をお願いします。

その他、詳細は当館ウェブサイトを御覧ください。

[http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con\\_main\\_j.html#con\\_vote](http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html#con_vote)

=====  
2. 平成 25 年休館日のお知らせ  
=====

平成25年の当館休館日は下記ウェブサイトのとおりです。

[http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/about\\_main\\_j.html#about\\_closed](http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/about_main_j.html#about_closed)

総領事館の休館日は、1年間の総休館日数が日本国内の官公庁と同数（平成25年は17日）になるよう、米国と日本の祝日を調整して決めています。

=====  
3. 領事出張サービスのお知らせ  
=====

領事出張サービスを下記のとおり実施します。出張サービスでは、在外選挙人名簿登録申請のほか、旅券の申請・交付、在留届（変更届）、各種証明の申請、戸籍・国籍に関する届出を取り扱っておりますので、多くの方のご利用をお待ちしております。

<平成 25 年>

1 月 12 日（日） ミズーリ州セントルイス

[http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con\\_mo\\_130112.pdf](http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_mo_130112.pdf)

1 月 25 日（金） インディアナ州インディアナポリス

[http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con\\_in\\_130125.pdf](http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_in_130125.pdf)

また、今後の実施予定は下記のとおりです。具体的な日時・場所につきましては、決定次第、本メールマガジンでもお知らせしますが、最新の情報をお知りになりたい方は当館ウェブサイトを定期的にチェックしてください。

[http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con\\_main\\_j.html#con\\_ex](http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html#con_ex)

3 月中旬 ウィスコンシン州マディソンまたは近郊都市

=====  
4. 年末年始休館日のお知らせ  
=====

年末年始の当館休館日は週休日（土日）のほか、以下のとおりです。

12月25日(火) Christmas Day  
12月31日(月) 年末休暇  
1月1日(火) 元旦  
1月2日(水) 年始休暇  
1月3日(木) 年始休暇

休館日には領事窓口、広報文化センター、電話での応対等、通常業務は行っておりません。海外への渡航などで日本のパスポート(旅券)の発給を申請される場合には、発給まで時間を要しますので、現在お持ちのパスポートの有効期間を予めご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては、下記の当館ホームページをご覧ください。

[http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con\\_main\\_j.html](http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html)

なお、事件・事故に巻き込まれた方、その他緊急の用件のある方は、当館代表電話(312-280-0400)に電話し、音声に従って操作して頂きますと、緊急電話受付につながります。

総領事館の休館日は、1年間の総休館日数が日本国内の官公庁と同数になるよう、米国と日本の祝日を調整して決めています。2013年の年間休館日をお知りになりたい方は、下記の当館ホームページをご覧ください。

[http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/about\\_main\\_j.html#about\\_closed](http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/about_main_j.html#about_closed)

=====

◆在留状況・連絡先等の変更があった場合◆

在シカゴ日本総領事館では、テロや大規模災害などの緊急事態発生時等に日本人の皆様には直ちに情報の提供ができるよう、在留届を提出して頂いた方の在留状況・連絡先等の確認を行っています。転居やご帰国などにより在留届に記載された事項(住所、電話番号、メールアドレス、家族構成等)に変更があったものの、未だ当館へ変更届を提出していない方は、氏名(漢字およびローマ字)と生年月日を明記の上、変更事項を当館までご連絡下さい。

変更の届出を行っていないと、在留状況等を確認することができず、緊急事態発生時等に当館から情報の発信が行えませんので、必ず変更の届出を行うようお願いします。

◆パスポートの有効期間をご確認下さい◆

パスポートの申請から交付までには時間を要しますので、日頃から現在お持ちのパスポートの有効期間をご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては、当館ホームページをご覧ください。

[http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con\\_main\\_j.html](http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html)

\*\*\*\*\*

<受信中止・Eメールアドレスの変更>

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/emailchange.htm>

<バックナンバー>

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/backnumber.htm>

<在シカゴ日本国総領事館>

E-mail: [ryoji@japancec.org](mailto:ryoji@japancec.org)

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/index.jp.html>

Tel: 312-280-0400

Fax: 312-280-9568

\*\*\*\*\*